

# 旅行相談取引条件説明書面・契約書面

この書面は、旅行契約が成立した場合の契約書面の一部となります。  
(旅行業法第12条の4による取引条件説明書面)  
(旅行業法第12条の5による契約書面)

## I 旅行相談契約

旅行のに関して相談を依頼されるお客様は、東京トラベル(東京リムジン株式会社旅行事業部 以下「当社」という)と旅行相談契約を締結することになります。当社が相談に対する旅行業務取扱料金(以下「相談料金」といいます)を収受することをして、次に掲げる業務を行います。(旅行業務取扱料金表(別掲) 相談料金の欄をご覧ください。)

- 1 旅行者が旅行の計画を作成するために必要な助言
- 2 旅行の計画の作成
- 3 旅行に必要な経費の見積もり
- 4 旅行地及び運送・宿泊機関等に関する情報提供
- 5 その他旅行に必要な助言及び情報提供

## II 契約の成立

- 1 お客様は、申込書に必要事項を記入して、当社に提出いただきます。
- 2 旅行相談契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込書を受理した時に成立します。
- 3 当社は、申込書の提出を受けることなく、電話、郵便、ファクシミリ等の通信手段による旅行相談契約の申し込みを受け付けます。この場合の契約は、当社が承諾した時に成立します。
- 4 相談料金は、当社が定める期日までにお支払いください。

## III 契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合、旅行相談契約の締結に応じないことがあります。

- 1 当社の業務上の都合のあるとき
- 2 お客様の旅行地での相談内容が法令・公序良俗に反する行為が見込まれるとき。
- 3 お客様が、他のお客様に迷惑を及ぼし又は旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するとき。

## IV 当社の責任

- 1 当社は、旅行相談契約の履行にあたって、当社が故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して6か月以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- 2 当社は、当社が作成した旅行の計画に記載した運送・宿泊機関等について、実際に手配が可能であることを保証するものではありません。満員等の事由により旅行サービスの提供をする契約を締結できなかったとしても、当社はその責任を負うものではありません。